

○ 船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>B編 一般船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.2.5 <u>確率論による損傷時の復原性の検査</u> <u>確率論による損傷時の復原性の検査は、附属書 A-4に定める方法により行う。</u></p> <p>1.7.5 航海用具 (略)</p> <p>-33. 浸水警報装置 (設備規程 146-48-2、区画規程 115) <u>作動試験を行う。</u></p> <p>-34. <u>船橋航海当直警報装置 (設備規程 146-49、用具告示38から39)</u> (1) <u>自動操舵装置等と連動して起動及び停止できることを確認する。</u> (2) <u>休止時間のリセット又は警報 (休止時間が経過した場合に作動する可視表示を含む。) を解除を行う装置が船橋の適当な位置に設置されていることを確認する。</u> (3) <u>船橋、船長室、航海士室及び他の乗組員がいる場所において警報を発するように設置されていることを確認し、警報 (休止時間が経過した場合に作動する可視表示を含む。) の作動試験を行う。</u> (4) <u>磁気コンパスに対し、その船橋航海当直警報装置に示されている安全距離が保たれていることを確認する。</u> (5) <u>常用の電源から給電されていること、また第一種船橋航海当直警報装置にあっては、給電が停止した場合又は故障の場合に発する警報が、予備の独立の電源から給電されていることを確認する。</u></p> <p>-35. <u>その他の航海用具の積付検査</u> <u>航海用具の備え付けを確認する。</u></p> <p>1.17 満載喫水線及び区画規程の検査</p> <p>1.17.1 <u>満載喫水線の検査</u> <u>指定を行い、標示及びその前提となる条件を検査する。</u></p>	<p>B編 一般船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.7.5 航海用具 (略)</p> <p>-33. 浸水警報装置 (設備規程 146-38-2、区画規程 115) <u>作動試験を行う。(編集中:設備規程に係る部分は平成19年1月1日施行)</u></p> <p>-34. <u>その他の航海用具の積付検査</u> <u>航海用具の備え付けを確認する。</u></p> <p>1.17 満載喫水線の検査</p> <p>指定を行い、標示及びその前提となる条件を検査する。</p>

1.17.2

区画規程の検査

クロスフラッディング装置の外観検査を行う。クロスフラッディング装置以外の方法により非対称浸水による六角度の横傾斜を修正する場合の検査の方法については、検査測度課長に伺い出ること。

第2章 定期的検査等

2.6 一般設備

(略)

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.6.4 航海用具 (略)				
-23. 次の装置について作動試験を行う。 (略)				
(11) 浸水警報装置	○	○	A	
-24. 船橋航海当直警報装置 (1) 自動操舵装置等と連動して起動及び停止できることを確認する。 (2) 警報(休止時間が経過した場合に作動する可視表示を含む。)の作動試験を行う。	○	○	○	

第2章 定期的検査等

2.6 一般設備

(略)

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.6.4 航海用具 (略)				
-23. 次の装置について作動試験を行う。 (略)				
(11) 浸水警報装置 (編集注:平成19年1月1日施行)	○	○	A	

2.16 満載喫水線及び区画規程

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.16.1 標示及びその前提となる条件を検査する。	○	○	○	
2.16.2 損傷制御図を確認する。	○	○	○	

2.16 満載喫水線及び区画規程

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.16.1 標示及びその前提となる条件を検査する。	○	○	○	
2.16.2 損傷制御図を確認する。	○	○	○	

2.16.3 浸水警報装置	○	○	○	A
2.16.4 クロスフレッティング装置の外観検査を行う。	○	○	○	A

C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査

C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査

第2章 定期的検査等

検査項目		定期	1中
2.2 船体上架		○	○
2.2.1 船体上架を次表により行う。			

2.2.1の表

航行区域	検査の準備	定期	中間
平水区域	船体上架	○*	×
限定沿海区域	船体上架	○*	×
沿海区域	船体上架	○	○*
近海区域・遠洋区域	船体上架	○	○

(注)

○:検査準備を行う。

×:検査準備を行わない。

○\*:整備記録等で現状良好と認められる場合は省略して差し支えない。

限定沿海区域:沿岸小型船舶(小安則第2条第3項の船舶)及び二時間限定沿海小型船舶(同規則第2条第4項の船舶)の航行区域

F編 認定物件に係る検査

6. 機関

2.16.3 浸水警報装置	○	○	○	A
---------------	---	---	---	---

C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査

C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査

第2章 定期的検査等

検査項目		定期	1中
2.2 船体上架		○	○
2.2.1 船体上架を次表により行う。			

2.2.1の表

航行区域	検査の準備	定期	中間
平水区域	船体上架	○*	×
限定沿海区域	船体上架	○*	×
沿海区域	船体上架	○	○*
近海区域・遠洋区域	船体上架	○	○

(注)

○:検査準備を行う。

×:検査準備を行わない。

○\*:整備記録等で現状良好と認められる場合は省略して差し支えない。

限定沿海区域:平水区域から当該船舶の最速速力で2時間以内に往復できる区域

F編 認定物件に係る検査

6. 機関

直径が5,000ミリメートルを超える固定ピッチプロペラにあっては、静的釣合い試験を行う。

## S編 検査の特例

### 第2章 検査の特例

2.17 認定事業場において修理される認定物件に係る検査の特例  
認定事業場の自主検査(事業場認定規則第8条第2項により認印を付した場に限り。)を受けた次に掲げる物件を船舶に搭載する場合は、検印の確認、現状検査、F編6.2の検査(次に掲げる物件のうち、2.17.2に限る。ただし、当該認定事業場が発行した成績書の内容を検討して船舶検査官が差し支えないと認められるもの)にあっては、当該検査はその試験成績書の確認にとどめてもよい。)

また、排気タービン過給機の効力試験にとどめてよい。  
また、排気タービン過給機の認定事業場において排気タービン過給機を修理した場合は、当該認定事業場が発行した陸上試験(運転(運転後の解放検査を含む。))に関する自主検査の成績書の内容を検討して船舶検査官が差し支えないと認められるもの)にあっては、前記と同様に取り扱って差し支えない。

- 2.17.1 排気タービン過給機の空気冷却器
- 2.17.2 直径が5,000ミリメートル以下の固定ピッチプロペラ
- 2.17.3 可変ピッチプロペラの翼
- 2.17.4 認定物件の部分品

#### 附属書A 一般的事項に関する附属書

4. 確率論による損傷時の復原性の検査の方法  
区画規程に基づく確率論による損傷時の復原性に関する基準への適合性を確認するための検査の方法を定める。

#### 4.1 定義

4.1.1 「資格者」とは、確率論による損傷時復原性に係る計算プログラムの製作方法等に係る研修を修了した者をいう。

6.1 3,678kWを超える内燃機関に使用する排気タービン過給機及び直径が5,000ミリメートルを超える固定ピッチプロペラにあっては、6.2に定める検査を行う。

## 6.2

6.2.1 排気タービン過給機にあっては、陸上試験(運転(運転後の解放検査を含む。))

6.2.2 固定ピッチプロペラにあっては、静的釣合い試験

## S編 検査の特例

### 第2章 検査の特例

2.17 認定事業場において修理される認定物件に係る検査の特例  
認定事業場の自主検査(事業場認定規則第8条第2項により認印を付した場に限り。)を受けた次に掲げる物件を船舶に搭載する場合は、検印の確認、現状検査、F編6.2の検査(次に掲げる物件のうち、2.17.1及び2.17.3に限る。ただし、当該認定事業場が発行した成績書の内容を検討して船舶検査官が差し支えないと認められるもの)にあっては、当該検査はその試験成績書の確認にとどめてもよい。)

- 2.17.1 3678kW以下の内燃機関に使用する排気タービン過給機
- 2.17.2 排気タービン過給機の空気冷却器
- 2.17.3 直径が5,000ミリメートル以下の固定ピッチプロペラ
- 2.17.4 可変ピッチプロペラの翼
- 2.17.5 認定物件の部分品

- 4.1.2 「担当資格者」とは、資格者であって、検査測度課長が承認したプログラムによる確認(以下「プログラム検査」という。)を行うために指名を受けた者をいう。
- 4.1.3 「管内」とは、本局(各地方運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)の別で、支局等(各運輸支局、各海事事務所をいう。以下同じ。)下部組織を含む場合をいう。
- 4.2 検査体制
- 検査体制については、資格者の配置の有無を勘案し、次のとおりとする。
- 4.2.1 本局に船舶検査申請があった場合
- 1 本局内に資格者が配置されている場合
- 資格者は、4.3の損傷時の復原性の検査を行う。
- 2 本局内に資格者が配置されていない場合であって、管内には配置されていない場合
- (1) 首席海事技術専門官(船舶検査官)は、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置されている支局等の首席海事技術専門官(船舶検査官)あて、担当資格者指名書(別紙様式2)を送付する。なお、管内の担当資格者を選定できない特別な事由がある場合は、4.2.1-3に準じる。
- (2) 担当資格者は、4.3.2の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式3)を本局首席海事技術専門官(船舶検査官)あて、送付する。
- 3 管内に資格者が配置されていない場合
- (1) 首席海事技術専門官(船舶検査官)は、海事局検査測度課船舶検査官あて、プログラム検査依頼文書(別紙様式1)を送付する。
- (2) 海事局検査測度課船舶検査官は、プログラム検査依頼文書を基に、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、当該資格者が配置されている本局又は支局等首席海事技術船舶検査官あて、担当資格者指名書(別紙様式2)を送付する。
- (3) 担当資格者は、4.3.2の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式3)を海事局検査測度課船舶検査官あて、送付する。
- (4) 海事局検査測度課船舶検査官は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼先にプログラム検査結果通知書(別紙様式4)を送付する。
- 4.2.2 支局等に船舶検査申請があった場合
- 1 資格者が配置されている場合
- 資格者は、4.3の損傷時の復原性の検査を行う。
- 2 支局等内に資格者が配置されていない場合であって、管内には配置され

れている場合

- (1) 首席海事技術船舶検査官(船舶検査官)は、本局首席海事技術専門官(船舶検査官)あて、プログラム検査依頼文書(別紙様式1)を送付する。
  - (2) 本局首席海事技術専門官(船舶検査官)は、プログラム検査依頼文書に基づき、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置されている支局等首席海事技術専門官(船舶検査官)に対し、担当資格者指名書(別紙様式2)を送付する。なお、本局に配置されている資格者を指名する場合は、担当資格者指名書(別紙様式2)を、当該資格者に手交する。
  - (3) 担当資格者は、4.3.2の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式3)を本局首席海事技術専門官(船舶検査官)あて、送付する。
  - (4) 本局首席海事技術専門官(船舶検査官)は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼先あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式4)を送付する。
- 3-
- (1) 首席海事技術船舶検査官(船舶検査官)は、プログラム検査依頼文書(別紙様式1)を本局を経由し、海事局検査測度課船舶検査官あて、送付する。
  - (2) 海事局検査測度課船舶検査官は、プログラム検査依頼文書に基づき、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置されている本局又は支局等首席海事技術専門官あて、担当資格者指名書(別紙様式2)を送付する。
  - (3) 担当資格者は、4.3.2の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式3)を海事局検査測度課船舶検査官あて、送付する。
  - (4) 海事局検査測度課船舶検査官は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼先あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式4)を送付する。

4.3 損傷時の復原性の検査

4.3.1 損傷時復原性計算プログラム承認書等の確認

使用される損傷時復原性計算プログラムが「損傷時の復原性の計算プログラムの承認に係る手続きに関する規則(平成20年12月22日付け国海査第433号)」に基づき承認されたものであることの確認を行う。承認されたものでない場合は、プログラム承認の手続きが必要な旨申請者に対して説明する。

4.3.2 計算プログラムによる確認

-1- 所要データ入力  
 担当資格者は、提出された図面等に基づき、以下の項目を計算プログラムに入力する。なお、承認された計算プログラムにより計算する際に入力されるデータが申請者より提出された場合、本項目を省略することができる。  
 (1) 初期項目(主要目、船種、最大搭載人員、救命艇定員等)の設定  
 (2) 船体形状(外板面)の設定  
 (3) 区画(用途、浸水率、鋼材控除率等を含む)の設定  
 (4) 開口部の設定(位置、風雨密、非保護等)  
 (5) クロスフラッディング装置の設定(同装置を有する場合に限る)  
 (6) 連結区画の設定  
 (7) その他必要な事項の設定

-2- データ確認  
 担当資格者は、以下の入力項目が正しく出力されていることを、提出された図面等を基に確認を行う。なお、4.3.3-1で入力した場合、確認を省略して差し支えない。  
 (1) 初期項目(主要目、船種、最大搭載人員、救命艇定員等)  
 (2) 船体形状  
 (3) 区画(用途、浸水率、鋼材控除率等を含む)  
 (4) 開口部(位置、風雨密、非保護等)  
 (5) クロスフラッディング装置(同装置を有する場合に限る)  
 (6) 連結区画  
 (7) その他必要な事項

-3- プログラム計算結果の確認  
 担当資格者は、入力データを基に、各種喫水、各舷毎にプログラムによる確率論での損傷時復原性の計算を行い、1区画から数区画までの損傷毎の到達区画指数等を算出した結果が、区画規程の要件を満足していることを確認する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

プログラム検査依頼文書

(依頼先)

(依頼元)

船舶区画規程に基づき「確率論による損傷時復原性」について、資格者不在のため、下記の案件について、プログラム検査を依頼します。

記

建造造船所名	船名	
船種	航行区域	
総トン数	L×B×D	
起工予定日	進水予定日	
竣工予定日		
使用プログラム	データ提出の有無	
造船所担当者名 連絡先		

○添付資料

- ・一般配置図
- ・船体中央断面図
- ・開口詳細図
- ・諸管線図
- ・船体線図
- ・損傷時復原性計算書
- ・非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図
- ・損傷時復原性計算関係データ

(別紙様式2)

平成 年 月 日

担当資格者指名書

(指名先)



(指名元)

船舶区画規程に基づく「確率論による損傷時復原性」について、別添の依頼に基づき、下記の通り資格者を指名するので、プログラム検査を実施されたい。

記

〇〇運輸局 〇〇運輸支局  
海事技術専門官(船舶検査官) 〇〇 〇〇

〇添付資料

- ・プログラム検査依頼書(写し)
- ・一般配置図
- ・船体中央断面図
- ・開口詳細図
- ・諸管線図
- ・船体線図
- ・損傷時復原性計算書
- ・非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図
- ・損傷時復原性計算関係データ

(別紙様式3)

平成 年 月 日

プログラム検査結果報告書

(指名元)

(担当資格者)

船舶区画規程に基づく「確率論による損傷時復原性」について、平成〇〇年〇月〇〇日付にて担当資格者指名のあった下記案件について、プログラム検査を実施した結果、基準に適合していることを確認したので報告致します。

記

建造造船所名

船名

船種		航行区域	
総トン数		L×B×D	
起工予定日		進水予定日	
竣工予定日			
使用プログラム		データ提出の有無	
造船所担当者名 連絡先			

○添付資料

・プログラム検査依頼書(写し)

・一般配置図

・船体中央断面図

・開口詳細図

・諸管線図

・船体線図

・損傷時復原性計算書

・非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図

・損傷時復原性計算関係データ

(別紙様式4)

平成 年 月 日

プログラム検査結果通知書

(依頼元)

(依頼先)

船舶区画規程に基づく「確率論による損傷時復原性」について、平成〇〇年〇月〇〇日に依頼のあった下記について、別添のとおり基準への適合を確認したことを通知する。

記

建造造船所名	船名	
--------	----	--

○添付資料

- ・プログラム検査依頼書(写し)
- ・一般配置図
- ・船体中央断面図
- ・開口詳細図
- ・諸管線図
- ・船体線図
- ・損傷時復原性計算書
- ・非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図
- ・損傷時復原性計算関係データ

附属書E 設備の検査に関する附属書

- 4. 航海用具
  - 4.1 次の物件の性能試験は1.7に定めるところによる。  
(略)

- 4.1.29 船橋航海当直警報装置(用具告示38から39参照)
- 4.1.30 形象物(用具告示40から46参照)

附属書E 設備の検査に関する附属書

- 4. 航海用具
  - 4.1 次の物件の性能試験は1.7に定めるところによる。  
(略)

- 4.1.29 形象物(用具告示38から44参照)